

令和7年第1回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年1月7日（火）16時30分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	×		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	×
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	×		
					大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 12名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 2名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第 1 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告 第 2 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・議案 第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
・議案 第 2 号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
・議案 第 3 号	農用地利用集積等促進計画（案）の承認について	4 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 16：30】

事務局	皆様、新年あけましておめでとうございます。 本年もどうぞよろしくお願いいたします。 皆様おそろいですので、ただいまより令和7年第1回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、あらためまして、明けましておめでとうございます。 去年は色々当委員会にお世話になりましたありがとうございます。また本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 去年の正月は、能登半島地震や羽田空港の飛行機の接触事故など不幸な出来事がありました。本年の正月は無事、何事もなく平和な幕開けで本当に良かったと思います。また、今年の農業委員会の運営もこのような平和な形で終わるように皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。皆様にとりまして本年がよい年になりますようご祈念申し上げまして、私からの新年のあいさつとさせていただきます。 それでは、事務局から概要説明の方よろしくお願いしたいと思います。
事務局	ありがとうございました。 それでは、令和7年第1回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 埴生地区1件、古市地区1件の合計2件です。 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 埴生地区1件です。 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件、古市地区1件の合計2件です。 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 西浦地区1件です。 最後に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 駒ヶ谷地区4件です。 以上、本日ご審議いただきます案件につきましては、報告案件が3件、議案案件が7件の合計10件となります。 本日欠席の委員は、古市地区麻委員、埴生地区尼丁委員、丹比地区小池委員でございます。 それでは議長よりよろしくお願い致します。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。

奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を松永委員と大谷憲央委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用するための届出となります。 1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、向野一丁目44番1 地目は、田 面積は、601㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場で、この案件については既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、尼丁委員です。 2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、碓井四丁目758番3 地目は、田 面積は、727㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、資材置場及び露天駐車場で、この案件につきましても既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、松永委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願い致します。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。 続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の権利の設定と転用届けとなります。 位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、伊賀四丁目726番1 地目は、田 面積は、332㎡ 設定人、被設定人は議案書のとおりで、使用貸借権の設定となります。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

	現地確認していただきました結果、確認委員から異議がありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願い致します。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員、承認よろしく願います。
奥野議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明させていただきます。 本件は農地の所有権移転を行うものです。 地図④3条許可をご参照ください。 1件目です。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、駒ヶ谷985番 地目は、畑 面積は433㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は駒ヶ谷地内にある市街化調整区域内のブドウ畑であります。 権利の種類は所有権移転です。 現地については既に譲受人が耕作されています。 申請目的は、以前申請地について譲受人に所有権移転について同意をされていましたが、登記がされていない事が判明したため、申請を行い許可後に登記を行うものです。譲受人については、近隣地区でブドウ畑を所有し従事されていますので、耕作においては問題ないと判断しています。 現地確認委員は植野委員です。 つづいて2件目です。 地図⑤3条許可をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、古市1588番3 地目は、畑 面積は、19㎡ 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 現地は南阪奈道路の南側にある古市地内にある市街化調整区域内農地にあります。 譲受人は通路から離れた農地を所有しており、現在東側農地所有者である親族の譲渡人の土地をとおり水路側に出る通作経路を利用しています。 譲受人は今後将来もこの通作経路を利用するには、東側農地の一部を分筆して所有権を移転して後々問題がおこらないようにしたい思いから双方相談の結果今回の申請にいたったものです。通路部分は、通作の農道として利用されることから目的外の利用は無いものとして、申請に問題はないと判断しています。 現地確認委員は松本武博委員でございます。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	12月20日の日に現地の確認に行っていました。 先ほど説明ありましたように書類上ということで特に問題ないと思います。

	以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	12月末に現地確認しましたが、現状はあぜ道の状態で畑という状態でなくて中途半端に残っているから処分されたのかなという推測です。 問題はありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。 本件は、市街化調整区域内での許可申請となります。 地図⑥第5条許可申請をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地は、尺度29番1 地目は、田 面積は、214㎡ 設定人、被設定人は議案書のとおりです。転用目的は、露天駐車場です。 権利の種類は、使用貸借権となります。現地の農地区分につきましては、申請地から300m以内に高速道路南阪奈道路羽曳野インターチェンジがあるため、農地法施行規則第43条第2号で第3種農地と判断します。 申請地は、高速南阪奈道路と国道大阪外環状線が交差する羽曳野インターチェンジ前交差点から西へ200m程いったところにあります。 また、転用の事前相談時におきましては、現地が農地でない状態となっていましたので、農地として現状復旧するように指導を行い、こちらとして現状が回復したという報告を受けて復旧済みであることを確認しております。 そこからの申請に至ったという経緯となります。 被設定人である法人は、羽曳野市内で建設業等を経営しており、大阪南部エリアの事業拡大に伴い、社用車や会社関係者用の車両基地としての駐車場が不足しており、市内にある高速道路や国道へのアクセスが良く、使用貸借権による利用ができる土地であることから、当該申請地を駐車場として整備するものです。 露天駐車場につきましては、駐車台数は軽自動車を5台予定しております。 駐車場の表面につきましては砕石敷きです。排水については雨水のみで、申請地北側にある水路に放流する計画で、水路を管理する水利組合からは同意をい

	ただいております。 またこの事業に係る経費につきましては、法人から提供されています残高証明からも十分な資金があり、事業の資力につきまはつつがないものと判断しております。 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いたします。
奥野議長	西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	昨日、現地確認に行きましたけども、以前は休耕地というか荒地になっていましたが、今回整備されて、面積的には狭いかなと思ったのですが、軽5台ということですので、問題はないと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請について許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたのでこれに対して意見を提出するものです。 農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。 1 件目です。地図⑦利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、駒ヶ谷469番の一部 地目は、畑 面積は、694㎡の一部です。もう一筆、駒ヶ谷497番の一部 地目は、畑 面積は、495㎡の一部となっております。 権利の種類は、使用貸借権となります。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりとなります。 契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。 現地については、駒ヶ谷地内にある、市街化調整区域内の農地です。 転借人は所有者の農地で見習いとして栽培から出荷まで勤めており、現在農業大学校在学中で、2年間ブドウの栽培などを習熟され今年の3月に卒業予定となっております、4月から利用権として借受けられます。 今回、農地を借受けされることになり、耕作においては実績を積み、貸主からも計画に異議ないことから農地を計画的にかつ、周辺農地に支障なく耕作をされるものと判断しています。 現地確認委員は植野委員です。

事 務 局	2件目です。地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地につきましては、議案書のとおりで以上9筆となります。合計は、2, 819㎡となります。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては議案書のとおりです。 契約期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。 現地については、駒ヶ谷地内の調整区域内農地です。 転借人は、駒ヶ谷地内の近隣のブドウ畑を借受けしている法人で、今回は規模拡大の計画にて所有者と同意を得て計画を進められます。 過去からの実績を積み上げ、周辺農地からの苦情等もなく営農されておりますので、営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しております。 現地確認委員は植野委員です。
	3件目です。地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地につきましては、議案書のとおり、全6筆 面積は1, 547㎡です。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間となっております。 現地については、駒ヶ谷地内及び誉田飛地地内の山間部にある市街化調整区域内にあるブドウ畑です。 転借人は、駒ヶ谷地内近隣のブドウ畑を借受けしている法人で、今回は規模拡大の計画にて所有者と同意を得て計画を進めています。過去からの実績を積み上げ、周辺農地からの苦情等もなく営農されていますので、営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しています。 現地確認委員は植野委員です。
	4件目です。地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、議案書のとおり、全6筆 面積は、合計1, 306㎡です。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。 現地については、誉田地内の山間部にある市街化調整区域内にあるブドウ畑です。 転借人は、駒ヶ谷地内近隣のブドウ畑を借受けしている法人で、今回は規模拡大の計画にて所有者と同意を得て計画を進められます。過去からの実績を積み上げ、周辺農地からの苦情等もなく営農されていますので、営農計画どおり、農地を計画的にかつ周辺農地にも支障なく営農できるものと判断しています。 現地確認委員は植野委員です。

	以上4件の案件についてご審議願います。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	12月30日に行きました。先ほど説明ありましたように、農大に在学中、この3月卒業、所有者と同居しているみたいです。現地に確認に行ってみましたが、非常にアクセスの悪い、軽トラでギリギリ行けるかなというところで、ワインを作るということで、棚の修理もしているようです。ワイン用の工作物も少し見受けられました。特に問題はありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	所有者が高齢の方で、ブドウがもう作れない、この法人が借りてやるという話になっております。ここは非常にアクセスが良くて、現在もブドウをやっているように思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	2か所ありまして、駒ヶ谷地のところは割とアクセスがいいのですが、菅田地は、隣り合わせでアクセスはいいことはありません。現在ブドウ畑でやっておられますので、引続きということで特に問題はないのかなと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	所有者の方は両親がブドウ畑をやっておられたのですが亡くなられて、柏原市で非常に近い所に住んでおられるのですがけれども、ブドウを作れないというこ

	とで、法人の方が引き受けるという話になっています。誉田地の隣り合わせで、割と広い所で、ブドウもよく育つと思います。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 17：00】